

《新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ》

雇用維持と事業継続の為の 資金繰り支援等のご案内

各制度の利用条件など詳細は別途パンフレット等でご確認ください。（下記の【 】内はパンフレット（裏面参照）のページ数）

個：個人事業主・フリーランス向け **中小**：中小企業向け **中堅**：中堅企業向け **大**：大企業向け

1. 事業継続のための運転資金が心配

個 **中小**

■ 日本公庫等の**実質無利子・無担保の融資** 【P7～P10】

※ 対象者は最近1カ月の売上高が前年又は前々年比で一定以上減少した方

※ 実質無利子化の限度額は、日本公庫：中小事業 2億円 国民事業 4,000万円、商工中金：2億円

■ 民間金融機関で最大4,000万円の**実質無利子・無担保融資** 【P19】

※ 対象者はセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた方

※ 民間金融機関による信用保証付きの既存債務も実質無利子・無担保融資への借換え可能

■ 日本公庫等による**長期一括返済の融資（資本金劣後ローン）** 【P47】

※ 対象者：新型コロナの影響により、一時的に財務状況が悪化し再建に取り組む中小企業等

※ 貸付限度：中小事業・商工中金7.2億円（別枠）、国民事業7,200万円（別枠）

※ 貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）

2. 過去に借り入れた資金の返済が負担

個 **中小**

■ 日本公庫等による**実質無利子での借換** 【P20】

※ 借換え限度額は、日本公庫(中小事業)及び商工中金：6億円、日本公庫(国民事業):8,000万円

※ 実質無利子化の限度額は、日本公庫：中小事業 2億円、国民事業4,000万円、商工中金：2億円

3. 雇用を維持したいが休業手当の支払いが心配

中小 **中堅** **大**

■ 中小企業が解雇等を行わずに従業員を休業等させた場合、 **休業手当等が一律10/10助成**されます 【P49～P51】

※ 解雇等を行わない場合の助成率 10/10（中小）、3/4（大企業）

それ以外の休業手当に対する助成率 4/5（中小）、2/3（大企業）

※ 5月19日より、休業等計画届の提出が不要になるなど、更なる手続きの簡素化を実施。

※ また、企業規模を問わず、**対象労働者1人1日当たりの上限額を1万5,000円**に引き上げ（4月1日から9月30日までの期間の休業及び教育訓練）

4. 固定費等の支払いが厳しい

個 **中小** **中堅**

■ 事業全般に使える**現金が最大200万円給付**されます 【P28・29】

※ 農業、漁業、製造業、飲食業など幅広い業種を対象に、売上が前年同月比 ▲50%以上の方が対象

※ 給付上限は、法人 200万円、個人事業主（フリーランス含む）100万円

※ 6月29日より、2020年1～3月に開業した事業者、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者、の申請受付を開始。

5. 地代・家賃（賃料）の支払いが厳しい

個 中小 中堅

■ 申請時の直近1ヶ月における支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）の、**6カ月分**を支給 【P30・31】

- ※ 対象者は、資本金10億円未満の中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランス含む個人事業者で、5～12月の売上高が、1カ月で前年同月比▲50%以上 又は 連続する3カ月合計が前年同期比▲30%以上
- ※ 「自らの事業のために占有する土地・建物の賃料」が対象となり、借地の賃料も対象。
（例：駐車場、資材置場等として事業に用いている土地の賃料）
- ※ 月額支給上限額は、法人:100万円（賃料225万円上限）、個人事業者:50万円（賃料112.5万円上限）

6. HP・チラシ作成、店舗改装等により売上を増やしたい

個 中小

■ 販路開拓の取組について**最大3/4補助**されます 【P35】

- ※ 従業員数が商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）の方：5人以下、それ以外：20人以下
- ※ 補助上限は100万円。更に、「事業再開枠」：感染防止対策経費へ上乗せ補助（上限50万円、定額）。「追加対策枠」：クラスター対策が特に必要な特例事業者（ライブハウス等の公募要領に記載の業種）へ上乗せ補助（上限50万円、補助率：2/3、3/4又は定額）

7. インターネット販売等に使えるITツールを導入したい

個 中小

■ ITツールの導入について**最大3/4補助**されます 【P37】

- ※ 対象者は中小企業・小規模事業者の方（要件を満たす団体等も対象）
- ※ 補助額は30～450万円、補助率は通常枠：1/2、特別枠：2/3～3/4
- ※ 特別枠に限り、PC・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も補助対象

8. 新製品開発、生産プロセス改善等の設備投資を行いたい

個 中小

■ 前向きな設備投資を行う場合に**最大3/4補助**されます 【P34】

- ※ 補助上限額は1,000万円、補助率は中小企業1/2 小規模事業者 2/3（特別枠：2/3～3/4）
- ※ 特別枠では、補助対象経費に広告宣伝・販売促進費も対象
- ※ 更に、感染防止対策経費（ex,消毒、間仕切り）に対して上乗せ補助（補助上限50万円、定額）

9. 税金等の支払いが心配

個 中小 中堅 大

■ 基本的に全ての税の**納税を猶予**できます 【P67～P74】

■ 厚生年金等の**保険料の納付を猶予**できます 【P76・77】

■ **電気・ガス料金の支払い猶予**の相談に応じます 【P80】

- ※ なお、対応が困難な電気・ガス事業者もいるため、全ての相談に応じられるものではありません。

よろず支援拠点

※中小企業、小規模事業者の皆様からの、経営上のあらゆるご相談にお応えするために国が全国に設置した無料の経営相談所です

茨城県 029-224-5339	栃木県 028-670-2618	群馬県 027-265-5016
埼玉県 0120-973-248	千葉県 043-299-2921	東京都 03-6205-4728
神奈川県 045-633-5071	新潟県 025-246-0058	長野県 026-227-5875
山梨県 055-243-0650	静岡県 054-253-5117	

- 詳細は、経済産業省HP特設ページに掲載のパンフレットをご確認ください。

経済産業省新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

